LED ナンバー灯仕様

LED テールランプ付

ナンバー角度 40°設計

汎用リフレクター キット別途必要

ACTIVE

フェンダーレスキット（ナンバー取付ステー）

FENDERLESS KIT

SUZUKI

DR-Z4SM 25

ブラック＜品番 1155048　JAN 4538792973845＞





※車検場検査官より構造変更手続きを指示される場合があります

Web版 取り扱い説明書

1155048

※スマートフォン対応

リフレクターキット

TYPE-2 トラペゾイドタイプ



TYPE-3 スリムタイプ



カラー：シルバー/ブラック

上記の２タイプからお選びください

取り扱い説明書

安全にお使い頂くために必ずお読みください

この度は当社製品をお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。
ご使用の際には、この取り扱い説明書を熟読し、内容を十分にご理解の上で正しい取り付けを行いご使用ください。取り扱い説明書の指示及び警告、注意に反したご使用により損害が発生した場合、当社はその責を負いかねますのでご注意ください。またこの取り扱い説明書は製品を破棄されるまでお手元に保管していただき、第三者に譲渡される場合は必ずこの取り扱い説明書も譲渡者にお渡しください。

⚠ は警告,注意を促す内容があることを告げるものです。

🚫 は禁止の行為であることを告げるものです。

❗ は行為を強制する内容を告げるものです。

⚠ 警告

取り扱いを誤ると死亡又は重症を負う可能性が想定される内容を表示します。

1. エンジン始動中及び停止後はしばらくの間、エンジン・マフラー等は高温になっています。必ず冷間時に作業を行ってください。（触れると火傷等の負傷を負う恐れがあります） ❗
2. 作業を行う際は、水平な場所で車輌を安定させた安全な状態で作業を行ってください。（作業中オートバイが転倒し怪我をする恐れがあります） ❗
3. 近くにガソリンなどの危険物や可燃物を絶対に置かないでください。（火災の原因になります） 🚫
4. エンジンを始動させる場合は、必ず換気の良い場所で行ってください。密閉した様な場所ではエンジンを始動させないでください。（一酸化炭素中毒になる恐れがあります） 🚫
5. 各ボルト及びナットはサービスマニュアルに従い規定トルクを厳守し締め付けてください。（締め付け不良はボルト及びナットの破損や緩みの原因となり部品の脱落等につながる恐れがあります） ❗
6. 法定速度を厳守し安全運転を心がけてください。（転倒による怪我、死亡事故の原因になります） ❗
7. 取り付け作業前にはバッテリーのマイナス端子を取り外してください。（作業中にショートした場合、感電、車輌火災、ヒューズ、電球切れ等を起こす場合がありますので必ず行なって下さい） ❗
8. 当社フェンダーレスキット(ナンバー取付ステー) はアルミ製です。経年変化により表面が腐食し破損する恐れがありますので、必ず定期点検を行ってください。 ⚠

⚠ 注意

取り扱いを誤ると傷害又は物的障害が発生する可能性が想定される内容を表示します。

1. 取り付けは技能・知識のある方を対象としております。整備資格のある方又は認証工場で行ってください。（製品の機能が損なわれ故障等の原因になります） ❗
2. 当社指定車種以への取り付けは行わないでください。（製品の機能が損なわれ故障等の原因になります） 🚫
3. お客様による分解や修理・改造は危険ですので行わないでください。修理の際は、お買い上げ販売店または当社にご連絡ください。（製品の機能が損なわれ故障等の原因になります） 🚫
4. 取り付けの際には軍手・長袖等で身体を保護し、十分注意してください。（怪我をする恐れがあります） ❗
5. 製品取り付け後は走行前に必ず走行に関する機能が正常であることを確認した上で走行してください。 ❗
6. 取り付けたボルト及びナットは約100km走行後、改めて規定トルクで増し締めを行ってください。また、500km毎に定期点検を行ってください。 ❗
7. 走行中に異常が発生した場合は、直ちに走行を中止し、安全な場所に停止して異常個所の点検を行ってください。 ❗
8. ノーマルリフレクターの取り付けができなくなります。必ず汎用リフレクターキット（別売）を取り付けてください。（法令で装着が義務づけられています） ❗
9. ナンバーステーにはナンバープレート、汎用リフレクター、当社指定部品以外の部品は取り付けないでください。（重量オーバーにより製品が破損する恐れがあります） 🚫
10. フェンダーレス(ナンバー取付ステー) 本体、ステーの角度は変更しないでください。（角度を変更し車輌に取り付けた場合、保安基準を満たすことができなくなります） 🚫

データベース

車種	年式	型式
DR-Z4SM	25	8BL-ER1AH

標準取付時間	1.0 h

⚠ ノーマルのリフレクターは使用できません。
※別途、汎用リフレクターをご用意ください。

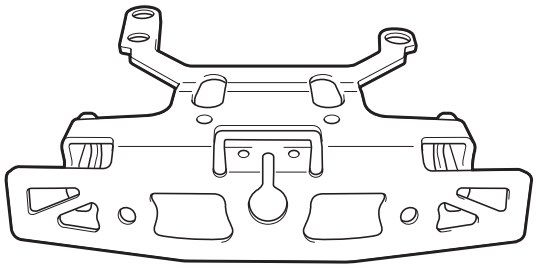
標準付属品

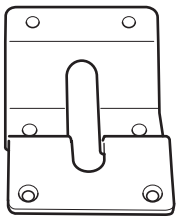
品 名	個数
① メインステー	1
② テールランプステー	1
③ LED テールランプ ※1	1
④ LED ナンバー灯	1
⑤ M6×20 フランジボルト	2
⑥ M6×18 ボタンボルト	3
⑦ M6 ワッシャー	1

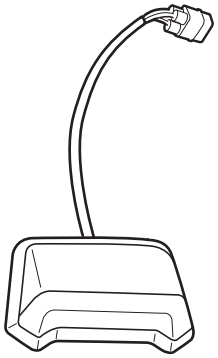
品名	個数
⑧ M5×12 ボタンボルト	2
⑨ M6 ナット	2
⑩ M5×10 皿ボルト	2
⑪ M4 スリムヘッド	2
⑫ タイラップ /100mm	1
⑬ タイラップ /150mm	2
⑭ タイラップ /200mm	1

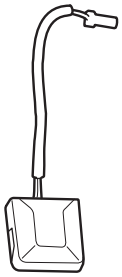
※1：詳細P9 ③LEDテールランプについて

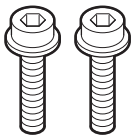
※本製品の内容は令和08年7月現在のものです

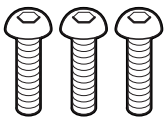

①


②


③


④


⑤


⑥

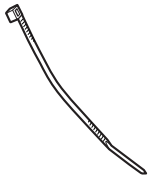

⑦

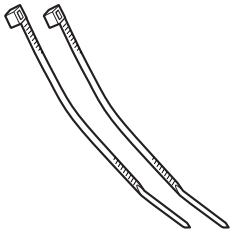

⑧

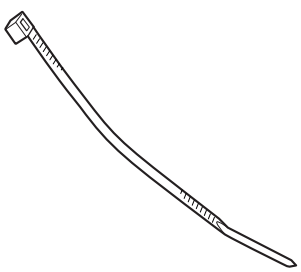

⑨


⑩


⑪


⑫


⑬


⑭

安全のための注意事項

本製品はノーマルのリフレクター（反射板）を取り付けることが出来ませんので、汎用リフレクターキットを必ず装着してください。
（法令で装着が義務づけられています）

ナンバー灯ステーにはナンバープレート・当社指定以外の部品を取り付けないでください。
（重量オーバーにより破損する原因になります）

ボルト・ナット等の締め忘れが無いことを再度確認してください。
（部品の脱落、破損する原因になります）

ナンバー灯ステーの角度を、プレートを曲げて変更しないでください。
（商品が破損する原因になります）

構造変更について

以下の場合、車検場検査官の判断により構造変更を指示される場合があります。

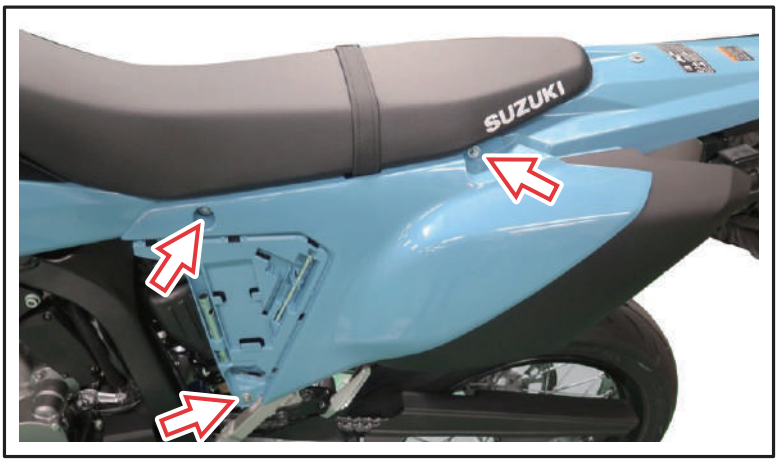
- 指定部品の「ナンバー取付ステー」ではなく指定外部品「フェンダー」と判断された場合。
- 部品の形状が本来の機能を満たしていないと判断された場合。
- 車検証記載全長より±3cm以上の変更がある場合。

車検場で指示があった場合は、検査官に従い記載事項の変更を受けてください。

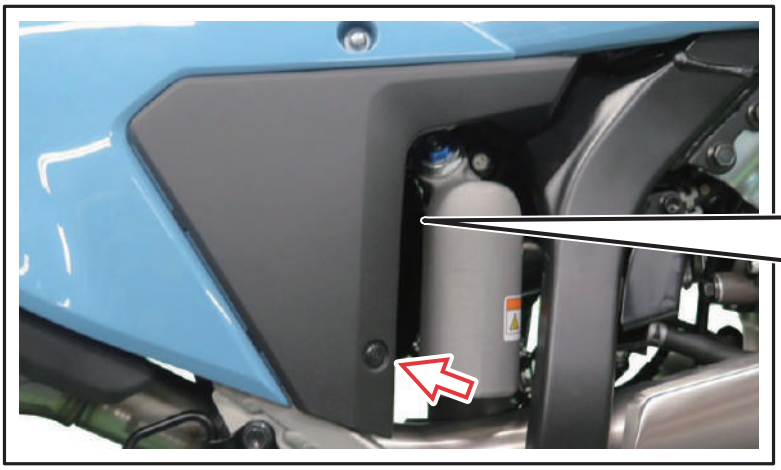
作業開始前の準備

- 必ず取り扱い説明書の標準付属品ページ（P3）を参考に付属品をご確認ください。
- 車種専用サービスマニュアルに従って作業を行ってください。特に締め付けトルクはサービスマニュアルを参照のうえ、必ず守ってください。
- この取り扱い説明書を熟読し、内容をご理解のうえ、取り付けを始めてください。
- **指示のない限り、ワッシャーはナット側に使用してください。**
- WEB上でも取り扱い説明書をご確認いただけます。表紙のQRコードをご利用ください。

ノーマルフェンダー取り外し



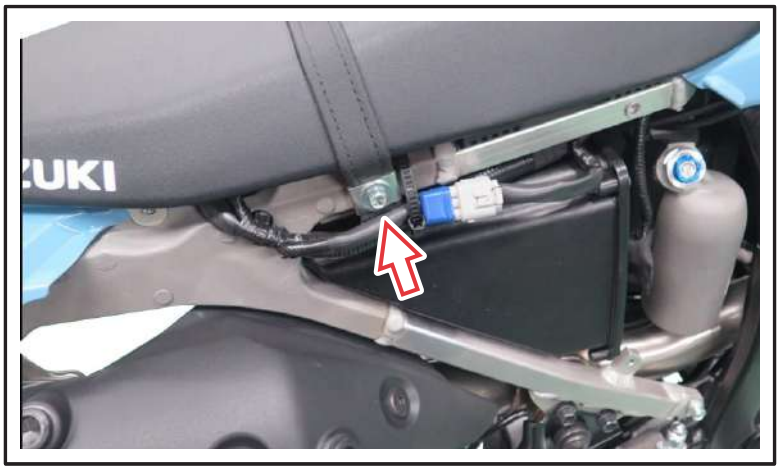
1. サイドカウル(左)を取り外します。



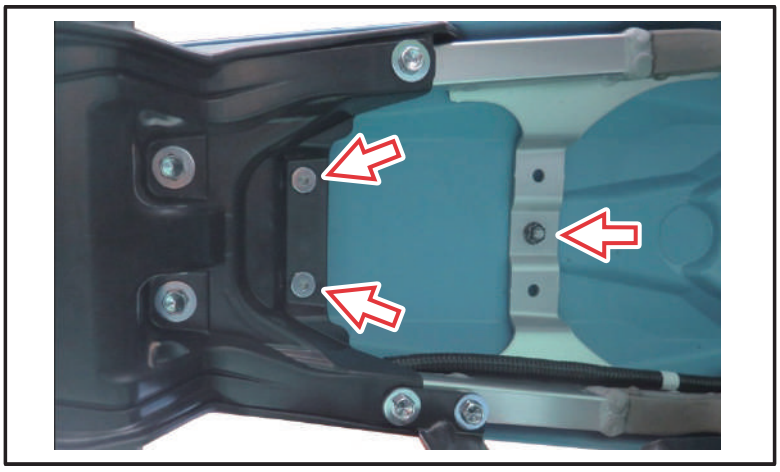
2. カバーとサイドカウル(右)を取り外します。

カバーを取り外し後

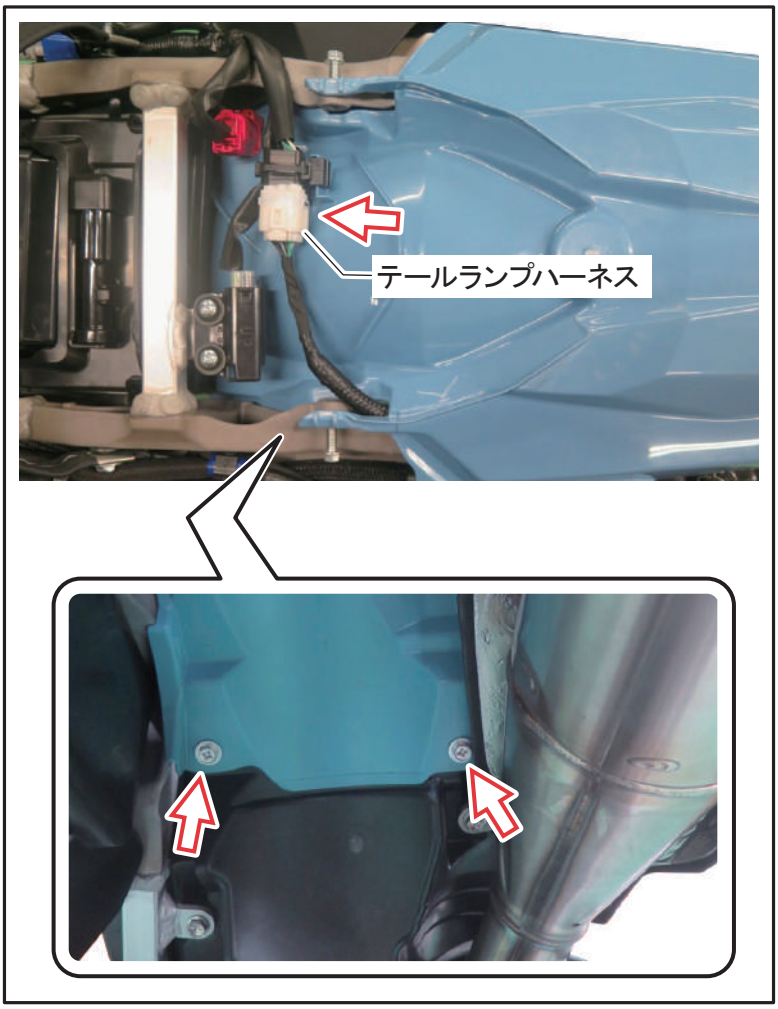




3. ボルトを取り外し、メインシートを取り外します。

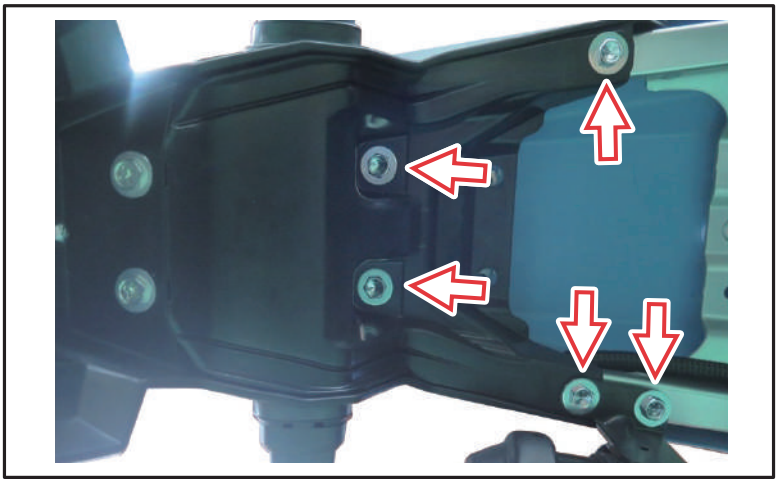


4. テールカウルを固定しているボルトを取り外します。

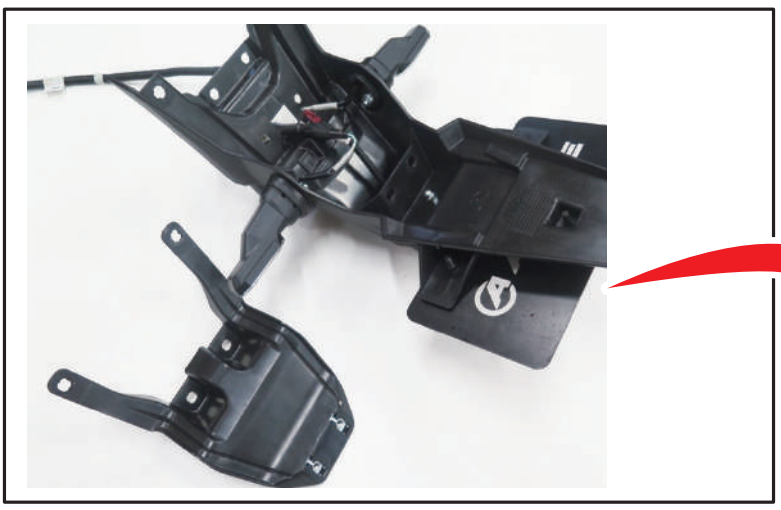


5. テールランプハーネスを外します。

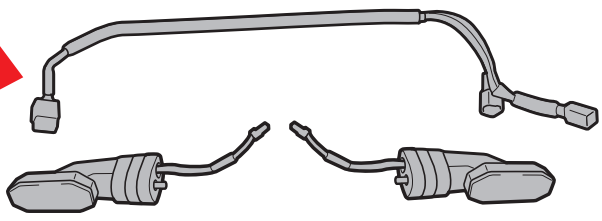
※ハーネスが外しにくい場合には、追加でテールカウル固定ボルトを２本緩めてください。



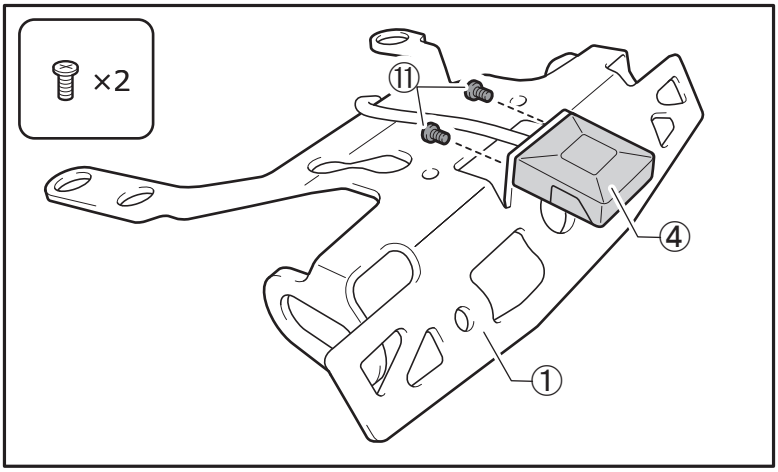
6. ボルトを取り外し、フェンダーAssyを取り外します。



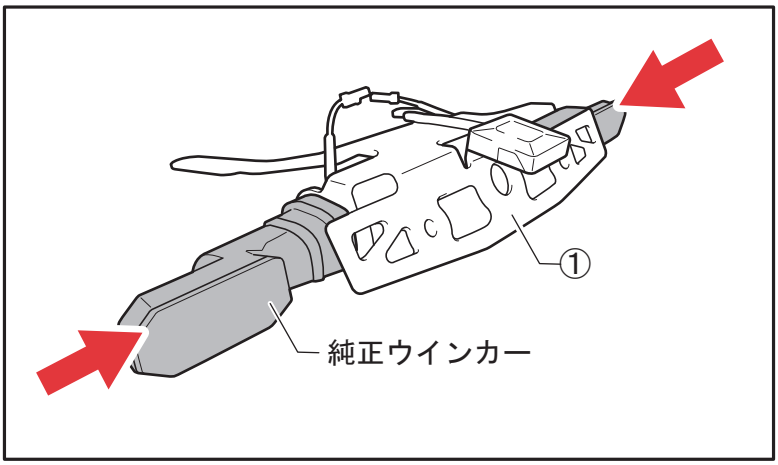
7. フェンダーAssyを分解し、純正ウインカー(左右)と配線を取り外します。



フェンダーレスキット(ナンバー取付ステー)の取り付け

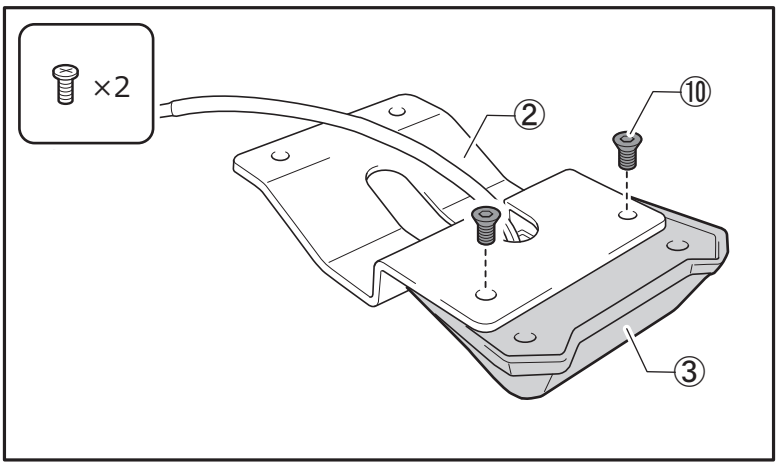


1.『①メインステー』に『⑪M4スリムヘッド』を使用して『④LEDナンバー灯』を取り付けます。

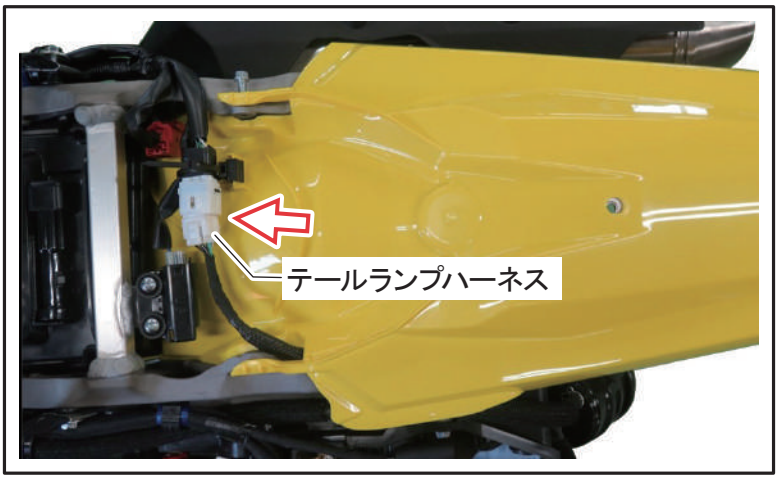


2.『①メインステー』に『純正ウインカー(左右)』を取り付けます。

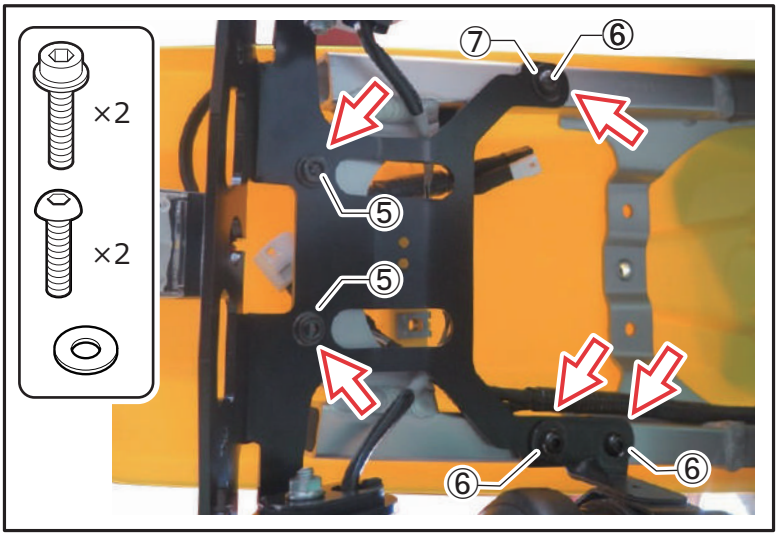
> ❗ 左右ウインカー間違いに注意。



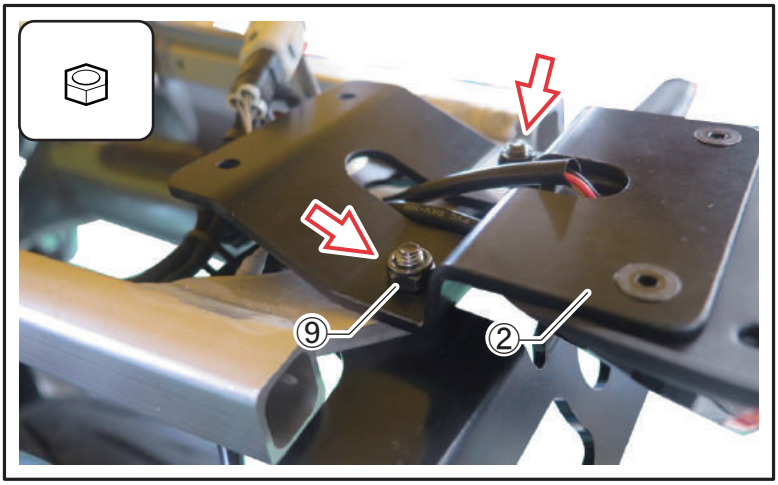
3.『②テールランプステー』に『⑩M5×10 皿ボルト』で『③LEDテールランプ』を取り付けます。



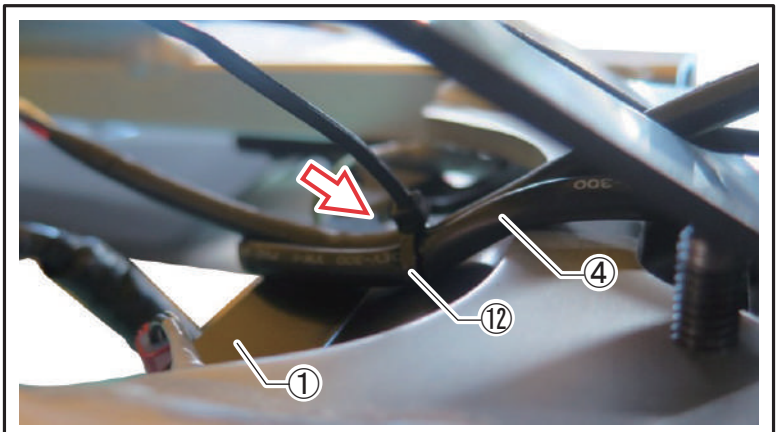
4. テールランプハーネスを取付けます。

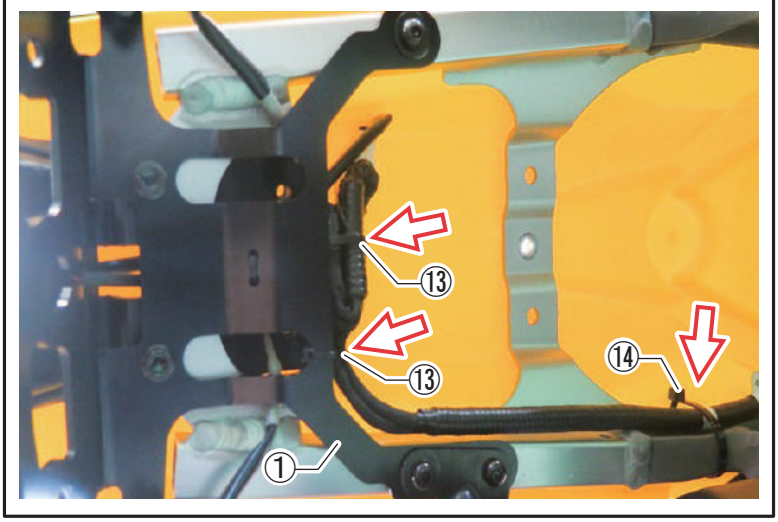


5. 下記締結指示に従って、①メインステーを車体へ取付けます。
・『⑤M6×20フランジボルト』(2本)
➡車体後方部のステーと固定
・『⑥M6×18ボタンボルト』※1/
『⑦M6ワッシャー』
➡車体右側の角フレームと固定
・⑥『M6×18ボタンボルト』(2本)※1
➡車体左側の角フレームと固定
※1：ゆるみ防止のため、ねじロック材を塗布してから、締結してください。



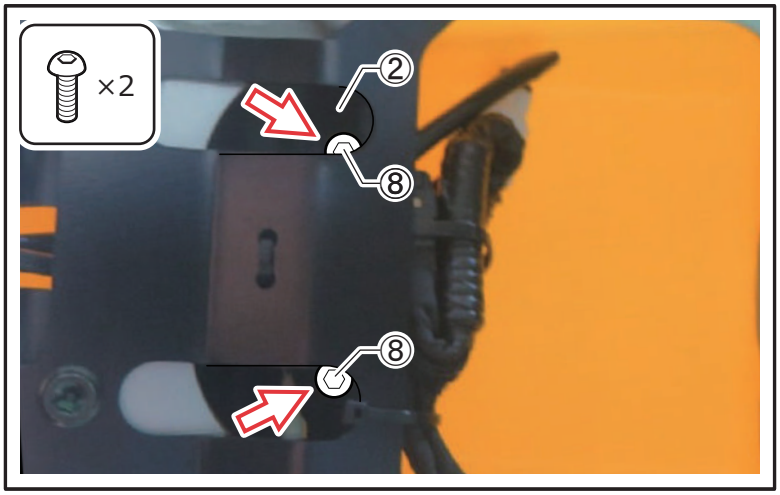
6.『⑨M6ナット』で『②テールランプステー』と車体を固定します。
各配線を繋ぎます。





7. 『⑫タイラップ100mm』で『③LEDテールランプ』と『④LEDナンバー灯』の配線を『①メインステー』に結びます。

『⑬タイラップ150mm』で配線を束ねます。
また、『①メインステー』と配線を『⑬タイラップ/150mm』で結びます。
『⑭タイラップ200mm』で配線と車体フレームを結びます。



9.『⑧M5×12ボタンボルト』で『②テールランプステー』とテールカウルを固定します。



10. ボルト/ナット類の締結確認と灯火機類の点灯確認を行ってから、外装/シートを戻します。

オプションパーツ（別販販売品）のご紹介



トラペゾイドリフレクター
品番：1150006B



スリムリフレクター(BLK)
品番：1150021B



スリムリフレクター(SIL)
品番：1150021

※1 :③LED テールランプについて

車検対応：本製品のテールランプは ECE 認証を受けております。
協定規則 50 号認可商品　認証番号：E11 50R-001395

消費電力：直流（DC)12V　尾灯 0.2W　/　制動灯 1.1W

保安基準：ECE 認証製品ですが、保安基準 37 条および 39 条に記載の位置に取り付けしているという条件で保安基準が適合となります。保安基準に従って、装着してください。

備　　考：非分解構造です。分解 / 改造は行わないでください。当社指定の車種以外には取り付けは行わないでください。製品の機能が損なわれ、故障の原因となります。
ECE 認証証明書の提出が求められた際は、当社までお問い合わせください。

本製品の内容は令和08年11月現在のものです

株式会社 アクティブ
〒470-0117 愛知県日進市藤塚七丁目55番地
TEL (0561)72-7011　FAX (0561)72-7012
URL https://www.acv.co.jp/

261112KNM02

番号灯の保安基準に対する適合

当社製品フェンダーレスキットの番号灯は以下の保安基準に適合致します。
以下の保安基準から番号灯は LED を使用した場合でも別添 63　番号灯の技術基準に適合していれば保安基準に適合するものと判断されます。（本製品は当社実測データより、この基準に適合致します。）また、後方から LED の直接光が見えていた場合も告示第 62 条 / 告示第 140 条 / 告示第 218 条にあるように番号灯は除外されている灯火で、LED の光では当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものではないので、保安基準に適合と判断致します。

●この用紙は車検の際に必要になる場合がありますので大切に保管してください。
●二輪自動車に備える番号灯は、「小形番号標用番号灯」が該当します。
●以下の文章は二輪自動車の番号灯に関する保安基準・告示・別添を抜粋したものです。

保安基準　第 36 条（番号灯）
自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りではない。
2　番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3　番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示　第 49 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 63「番号灯の技術基準」に定める基準とする。この場合において、施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
2　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付位置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号第 4 改訂版補足第 3 改訂版 5. 及び 6.（6.19. を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

告示　第 127 条 / 第 205 条
番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 36 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30lx 以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。
二　番号灯の灯光の色は、白色であること。
三　番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
2　次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
二　施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標
3　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 36 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一　番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
二　番号灯は、点滅しないものであること。
三　番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
四　番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
4　次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
一　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯
二　法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

保安基準　第 42 条（その他の灯火等の制限）
自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

告示　第 62 条 / 第 140 条 / 第 218 条（その他の灯火等の制限）
保安基準第 42 条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。
3　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。
一　番号灯
二　後退灯
三　室内照明灯
四　一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯
五　一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
六　その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
イ　運転者席で点灯できない灯火
ロ　運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの

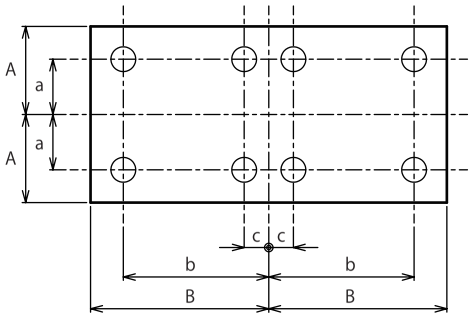
別添 53（二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準）
5.8.　番号灯
5.8.1.　自動車の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20 ㎞ /h 未満の軽自動車にあっては、この限りでない。
5.8.2.　番号灯は、別添 63「番号灯の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。
5.8.3.　番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
5.8.4.　番号灯であって制動灯又は後部霧灯との兼用式のもの若しくは尾灯との結合式のものは、その光学特性が制動灯や後部霧灯の点灯中に変化してもよい。

別添 63（番号灯の技術基準）
1.　適応範囲
この技術基準は、自動車（最高速度 20 ㎞ /h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える番号灯に適用する。
2.　用語
2.1.「大形番号標用番号灯」とは、普通自動車であって、車両総重量が 8 t 以上のもの、最大積載量が 5 t 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものに備える番号灯をいう。
2.2.「中形番号標用番号灯」とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車に備える番号灯であって、大形番号標用番号灯及び小形番号標用番号灯以外のものをいう。
2.3.「小形番号標用番号灯」とは、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯をいう。
3.　試験方法
図に示す試験板を番号標の取付位置に正規の使用状態に取付け、番号灯を点灯した時の試験板上の各測定点における照度を測定する。また、次式により均斉度を求める。

$$均斉度=\frac{高照度点2箇所の照度の平均}{低照度点2箇所の照度の平均}$$

4.　判定基準
4.1.　3 の試験を行ったとき、各測定点の照度は 8 ルクス（小形番号標用番号灯にあっては 15 ルクス）以上であること。
4.2.　3 の試験を行ったとき、均斉度は 20 以下であること。
4.3.　番号灯の照明部の端部であって試験板の表面から最も遠い点と試験板の端部であって番号灯の照明部から最も遠い点（番号灯が 2 個以上備えられている場合にあっては、それぞれの番号灯が照明しようとする試験板の部分に限る。）を結ぶ入射板光と試験板のなす角は、8 度以上であること。
4.4.　番号灯は、試験板上の全ての範囲を照明できるものであること。
4.5.　番号灯の灯光の色は白色であること。

図　試験板



（注）
1. 測定点は直径 25mmの円とし、図中の○印の位置とする。
2. 試験板の測定面は、清潔な白色の吸取紙とする。
3. 試験板の寸法は、番号灯の種類ごとにそれぞれ表のとおりとする。

単位mm

番号等の種類	A	B	a	b	c	厚さ
大形番号標用番号灯	110	220	60	170	25	1.5
中形番号標用番号灯	82.5	165	50	125	25	1.5
小形番号標用番号灯	62.5	115	35	90	25	1.5

本製品の内容は令和 05 年 09 月現在のものです

株式会社 アクティブ
〒470-0117 愛知県日進市藤塚七丁目55番地
TEL (0561)72-7011　FAX (0561)72-7012
URL http://www.acv.co.jp